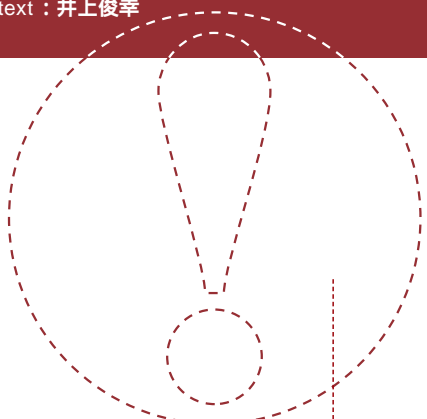


ネットオークション事業者に 法規制がかかる!?

text : 井上俊幸



ネットオークション事業者に
法規制がかかる!?

盗品売買を取り締まるための 事業者規制

警察庁が古物営業法の一部を改正する法律案を今国会に提出する。主な改正点については右ページの表のとおりだが、その目的はどこにあるのだろうか？

警察庁が発表した説明によると、背景には大きく2つのポイントがある。

1. ホームページを利用した古物取引の無許可営業の出現
2. 財産犯によるネットオークションを利用した盗品処分事例の多発

要するに、古物営業について、インターネット時代に対応できるように条件などを整備するというのが1つ、またネットオークション上で盗品売買に網をかけたいというのが主な理由と解釈できる。

経済産業省・安永氏がいう。

「趣旨としては、ネットオークション市場での盗品売買の防止ということのほうが大きいのではないかと。つまり、ネットオーク

ション事業者に関する新たな規制の導入とも考えられる。罰則規定など実際の運用について不明な点も多い」

ただ、無償で物品提供を受ける、利益を目的としない(利潤を出資者に分配しない)、物品ごとに提供者・購入者を記録する、販売物品が壊れていたら返金するなどを遵守し、古物の売却のみを行うものは、第2条2項1号により古物営業法は適用されないことを考えると、個人を騙ったプロの出品者に対する規制と受け取れなくもない。

一方、国内インターネットオークション最大手である、ヤフーの中西りさ氏(社長室広報担当)は、次のように話す。

「オークションに限らず、ネット上でのトラブルが増えているということがあり、盗品流通にフォーカスした法整備が行われると理解している。改正によって警察署から盗品出品の連絡を受けた場合など、出品を削除することが事業者に求められるようになるが、これまでもやっていること。ネットオークションは多種多様なものが出品されていることから、非常に多くの法律に関連しており、今後、それぞれの法律がネットオークション対応に改正されていくこ

インターネットオークションの盗品処分状況(2000年1月1日～2001年12月31日、警察庁発表)

品 目	件 数	処分額(千円)
自動車(部品を含む)	32	8,462
バイク(部品を含む)	93	1,518
パソコンおよび周辺機器	129	2,915
衣類	37	1,014
ステレオなど	27	454
その他	64	2,073
合計	382	16,435
推計	5204	235,361

上記は都道府県警を通じた検挙事件における盗品の処分先などをもとにした調査の実数値
窃盗犯の検挙率や被害届出数に基づいて算出したインターネットオークション盗品売買の件数と取引額の推計値



とも予想される。今回の改正についてはユーザーの取引の安全を守るという立場から有益な改正であると考えています」

警察庁は2000～2001年における「盗品等の処分件数」を約5200件、処分額2億3,500万円に上ると推計しているが、2000年ごろからネット上での犯罪被害が急増していることは確かだ。しかし、インターネットオークションを運営する事業者は、あくまで場の提供をしているに過ぎず、売買は当事者どうしの問題なのではないか。事実、昨年1月に米国の「イーベイ」を舞台として行われた詐欺行為に対する集団訴訟が起こされたが、カリフォルニア州裁判所は、サイト側は提供される物品の真贋について保証はしておらず、単に売買の場所を提供しただけとして、イーベイにはユーザーが起こした詐欺行為の責任はないとする判断を下している。

運用の細則が不明だけに 事業者に戸惑いも

だが、日本のオークションサイトを利用した詐欺や盗品売買は、もはや洒落にならない事態になっているとの説もある。事情に

詳しいA氏がいう。

「昨年夏ごろから古美術品、金券、AV機器、パソコン等の盗品や横流し品、違法物があるオークションで堂々と売られていた。なかには今年になって立件されたものもあり、盗まれたものをオークションで発見し、追跡した顛末を公開しているホームページもあるが、事業者側は完全に無力。一説にオークションサイトでの盗品売買は数十億円規模とも言われるが、こうなると警察も黙ってはいられないのはあたりまえ」

どうやら、インターネットへの公権力の介入という、紋切り型の見方だけでは済まされない事情もあるようだ。また、個人間取引についても、徴税という面からは看過できない部分もあると聞く。海外では成長産業の育成を阻害しないということで徴税は行われていないようだが、わが国ではどうなるのだろうか。

意外と裏で複雑な事情を抱えていそうな今回の法改正だが、事業者のなかには戸惑いの声も聞かれる。

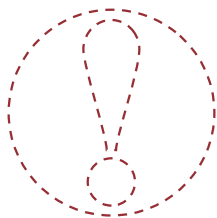
「今回の規制が参加型メディアの本来の姿を損なわせたり、インターネットでの自由な取引を阻害することのないよう、その内

容については十分に配慮していただきたい」(ピッダーズ/書面による回答)。

「法案の詳細が決まっていないのでコメントは難しい。不正をなくすことはこれまでもやってきたことであり、イーベイは元来詐欺が少ないので方向としては歓迎。ただ、営業停止は事業者にとっては極刑に近いので慎重に審議をしていただきたい」(塩原努氏:イーベージャパン広報・プロモーションマネージャー)。

オークションサイト自体は決して大儲けしてるわけではなく、改正案でユーザーが離れることになれば、数少ないITの成長分野の勢いを削ぐことになりかねないとの声も聞かれる。サイバー法に詳しい亜細亜大学法学部の町村泰貴教授がいう。

「利用者にとって少しでも安全なサイトが選別できるようになるなら歓迎だ。事業者にすれば、届出くらいはなんでもないが、ある出品物に盗品の疑いがあるかどうか判断しろというのはつらいだろう。自称被害者が盗品だといっただけで警察に申告せよなどとならないよう、運用細則の作り方がカギとなるのではないか」



警察庁発表の「古物営業法」の改正案の概要

警察庁発表資料を元に編集部作成

古物商対象

- ・古物商が古物を買取り取る際に、現在は対面で身分証明書を提示することを義務付けているが、電子署名などによって非対面による方法でも行えるようにする
- ・古物商がウェブサイト上で古物取引を行う際には、そのURLを都道府県公安委員会に届け出なければならない
- ・同時に古物許証番号をウェブサイトに表示しなければならない
- ・古物商がウェブサイトを使ってオークションを実施する場合には、その期間などを都道府県公安委員会に届け出なければならない

インターネットオークション事業者対象

- ・インターネットオークション事業者は都道府県公安委員会に届出書を提出しなければならない(窃盗犯の前科者は事業を営めない)
- ・インターネットオークション事業者は、国家公安委員会が定めた基準に適合しているかどうかの認定を受けられる。また認定を受けたことをサイト上に表示できる
- ・下記遵守事項に違反があった場合には、営業の停止などを命じる
 1. インターネットオークションに出品された古物に盗品の疑いがある場合は警察に直ちに申告し、警察からの連絡などに基づいて出品の掲載を中止する
 2. オークション出品者の確認を行い、取引履歴を一定期間保存する

ネットオークション事業者に
法規制がかかる!?

インターネットマガジン / 株式会社インプレスR&D
©1994-2007 Impress R&D



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp